

3) 法動態部門(部門責任者)

会沢 恒 (教授・英米法・比較法)

2020 年度の研究活動およびそのアウトプットについて。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に振り回された 1 年だった。研究・教育の双方において、一旦の halt と従来の手法の見直しと再編成が求められ、それらへの対応に追われた年度であった。アメリカ学会の年次総会が私を開催校責任者として 6 月に開催予定であったが、中止となった。個人での科研費を取得して行っている仲裁の研究も、米国での現地調査を計画していた年度であったが、全て中止にせざるを得なかった。

このため、新規のアウトプットについてもミニマムなものに留まらざるを得なかった。かろうじて 4 月に、4 名の分担執筆による、アメリカ法の各分野についての入門的教科書を上梓した。「新学期に間に合うよう」と編集に急かされつつ最終作業を急いだが、その「新学期」自体が COVID-19 のために溶けてしまったのはいささか皮肉である。

田中英夫 [編集代表] 『英米法辞典』 (東京大学出版会、1991 年) の改訂作業が行われており、編集委員として参加している。こちらも COVID-19 のため作業は停滞気味である。

12 月にセンター公開講演会「アメリカはどこへ向かうのか: トランプ時代とこれから」の第 2 部として、「トランプ政権とアメリカの司法」との題目で登壇し、合衆国最高裁の人事を踏まえた上で、各分野の判例動向を占った。学生と覚しき聴衆から、公演中で触れたギンズバーグ裁判官の逝去にショックを受けた旨のコメントが寄せられており、リベラル派の若者のアイコンとしての彼女の位置付けが日本の若者の間にも伝わっていることが分かる。

その他 (教育活動ほか)

教育活動として、全学教育科目として英語演習 (中級) を、学部専門科目として、「比較法 II」の講義に加え、演習 I (交渉プレゼミ)、演習 I / II (交渉ゼミ) を担当した。加えて、法科大学院および修士課程の「英米法」および「比較法文化論」を担当した。

教育活動も COVID-19 の荒波を大きく受けた。特に前期は原則として全ての授業がオンラインとなり、従前のノウハウがなかったことから、混乱と試行錯誤を強いられることとなった。学生諸君には十分なケアが出来なかったことを申し訳なく思う。他方、ネットを使った調査課題をこまめに授業中に課すなど、従来とは異なる新たな授業アプローチも出来るようになったことは発見でもあった。後期に入ると多少は落ち着き、とりわけ法科大学院科目についてはいったん、教室での対面授業に戻ったが、こちらも途中でオンラインに切り替わることとなった。特に「比較法文化論」については今期の開講を持ってレギュラーでの開講が中止となり、受講者の反応も良かったため、中途半端な形での終結はやや残念であった。

筑波大学人文社会ビジネス科学学術院にて非常勤で「英米法 I」を担当した。開講形態と履修者との関係で当初 stall しかけたが、社会人の博士課程在学者を相手に、彼らの博論執筆の基礎となる、英米での研究動向を示す現地の論文と一緒に講読するという形に落ち着いた (オンライン開講)。働きながら博論執筆を目指す東京の社会人を相手取った授業ということで、彼らの問題意識の持ち方にはこちらも刺激を受けた。

(公財)末延財団の評議員、日米法学会の評議員および編集幹事、比較法学会の理事および企画委員、アメリカ学会の評議員の任をそれぞれ継続している。

図書

書名	出版社	発行年	単／共
基礎から学べるアメリカ法	弘文堂	2020年	共著